

愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する地域課題 WG 報告

1. WG 開催の背景

- ・遺産登録推薦に係る IUCN 評価書においては、ネコ飼育の禁止の必要性についても言及された一方で、関係機関・関係団体においては「人とペットと野生動物の共生」を目標に掲げネコ対策の成果を上げてきた。
- ・一方、「新たな外来種の侵入・拡散防止行動計画の策定に向けた課題整理」（平成 25 年 3 月）においては、短期的課題として、イヌ、ネコ以外の愛玩動物の野外への放逐による定着の可能性や生態系への影響に関する情報、適正な飼養、管理手法に関する情報の集約・整理、指導・普及に努めることとされていることを踏まえ、WG を設置。

2. WG の概要

名称	愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する地域課題ワーキンググループ
管理機関	環境省、林野庁、東京都、小笠原村（事務局）
メンバー	地域連絡会議：小笠原自然文化研究所、小笠原観光協会、母島観光協会、小笠原野生生物研究会 その他関係団体：小笠原海運、飼い主の会、島しょ保健所、島内獣医師 島外アドバイザー：東京都獣医師会

3. 第 1 回 WG の概要（平成 27 年 10 月 5 日開催）

（1）目的の設定

■本WGの目的

「小笠原に相応しい愛玩動物の適正な飼養のあり方、共生の姿を議論し、ひいては生態系被害等を防止し、世界自然遺産の価値の保全を図る」

■なお、検討に際しては、以下の点を十分踏まえることとする。

- ・村民が生活のパートナーとして飼育する愛玩動物が、一方では外来種として生態系被害をはじめとした社会に対する影響を及ぼし得ること
- ・小笠原においては、固有生態系が評価され世界自然遺産に登録された一方で、多くの外来種により生態系被害が生じ、多大な費用・労力が投じられていること

（2）主な論点と対応

①小笠原版ブラックリストを検討すべき

- ・環境省が 3 月に公表した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」を基に、特定外来生物等の本WGの対象外

生物を除外するなど、小笠原における愛玩動物を対象とした絞りこみを試行した。

- ・試作したリストの活用方法、制度上の位置づけについて、第2回WGにおいて検討することとした。

②登録制、マイクロチップの挿入を対策の基本に据えるべき

- ・具体的な制度設計や実効性を検証する上では、様々な形態・生態を持つ動物一般を一様に扱うことは難しいため、分類群毎に対応の考え方を整理。
- ・その上で、マイクロチップの挿入が技術的には広範な対象に有効であることを踏まえ、各分類群について、登録制による把握の実効性や必要性について比較検討する。
- ・新たな制限等を設けることは、行政コストと住民の負担を増大させる可能性があることに鑑み、村民の理解・納得を得て検討すべきであり、並行して、村民意見交換会等において村民への説明および意見聴取に努めることとした。

③その他の論点

- ・検討対象について整理が必要（対象分類群の拡大、産業動物の対応等）
- ・村民への普及啓発が重要（対策が必要な理由、小笠原の生態系の特徴等）
- ・観光客向けに事前に情報提供する観点も重要

4. 村民意見交換会での意見聴取（父：10月17日、母：11月12日開催）

（1）実施内容

- ・WGの検討状況を報告した上で、「イヌ・ネコ以外を登録制とすること」についての良否を聴取。
- ・【すごくよい】【ややよい】【どちらともいえない】【ややいやだ】【いやだ】の五項目を匿名で選択。
- ・意見交換会の参加者は、父島31名、母島24名（行政関係者含む）

（2）結果概要

- ・【すごくよい】及び【ややよい】が多数を占め、登録制について好意的な傾向が見られた。
- ・一方で、「実効性の担保が必要」「登録制とする意味を明確に」「行政コストとのバランスが重要」「種類によって区別すべき」といった現実的な課題も提起された。

5. 第2回WGの概要（平成27年11月17日開催）

（1）WGの成果イメージについての議論

- ・事務局より「小笠原村における愛玩動物対策の基本的考え方」を取りまとめ、行政の施策検討に反映していくことを提案し、基本的考え方の「骨子案」を提示。
- ・基本理念として「人とペットと野生動物の共生」を掲げるべきであるとの意見が出され、多くの賛同を得た。

- ・具体的な対応（他法令による対応の担保を含む）にまで踏み込めるかどうかは課題であるとの意見が出された。

⇒ **基本理念を整理し、具体的な対応内容を肉付けする**

（２）具体的対策に関する主な意見と今後の対応

①小笠原版ブラックリストの検討関連

- ・科学委員会下部・新たな外来種 WG で作成中のブラックリストを参照し、愛玩動物の視点で整理していくのが良い。
- ・リストを活用して、「絶対に持ち込んではいけないもの」「適正に飼養すれば持ち込めるもの」等、いくつかの段階に分けて管理を考えることができる。
- ・村民がリスクを理解するための普及啓発ツールとしても重要。

⇒ **科学委員会下部のブラックリストの策定状況を見据えつつ、作成方針を検討**

②WG の検討対象と分類群毎の管理の考え方について

- ・外国船の入港に伴うペットの持ち込み等、それぞれの課題をどの枠組みで受け取るのか、確認が必要。
- ・イヌ・ネコについては、小笠原における先行事例であり、本 WG で対象とすべき中心的事例である。
- ・管理手法の中で「リスクの確認」も項目に入れるべき。
- ・どのように動物が持ち込まれ、どのように拡散する可能性があるのか、具体的にフローを描いて議論をするべき。普及啓発もそれに応じて検討するべき。

⇒ **意見を踏まえて、検討対象と考え方を再整理し、次回 WG の議論のベースとする**

（３）WG の検討の進め方について

- ・基本理念に基づき、WG メンバーが相互に具体的な意見交換を実施すべきである。
- ・当事者である WG メンバーが「何が必要か」「それぞれ何を担えるか」といった視点で議論するべきである。
- ・対役場のやり取りではなく、ファシリテータが必要ではないか。

⇒ **WG メンバー相互で具体的な意見交換を実施できるよう論点を整理**

6. 今後の予定

平成 28 年 2 月頃 第 3 回 WG 開催

- ・「基本的考え方」（骨子案）の再検討
- ・「分類群毎の対策の考え方」の検討

平成 28 年 3 月～ 「基本的考え方」の取りまとめ

平成 28 年度 具体的な施策検討（WG 開催については未定）

別添:分類群毎の対策の考え方 ※第2回WGの議論を踏まえて一部改変

	分類群	例	リスク	情報把握手法	管理手法	法制度	普及啓発	体制
本WGの対象範囲外	特定外来生物	カミツキガメ、ハリネズミ、マンダリンカササギ、オオヒキガエル、ゴケグモ属、グリーンアノール等	生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの	飼養許可	飼養許可	飼養許可	外来生物法	環境省
	特定動物	トラ、タカ、ワニ、マムシ、コモドオオトカゲ等	人体への危害	飼養許可	飼養許可	飼養許可	動物の愛護及び管理に関する法律	環境省 東京都
	家畜	牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	伝染病の感染	定期報告	定期報告	定期報告	家畜伝染病予防法	東京都家畜保健衛生所 支庁産業課
	狩猟鳥獣以外の鳥獣 (狩猟鳥獣：鳥類28種、哺乳類20種)			飼養登録	飼養登録	飼養登録	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	東京都環境局
本WGの対象範囲	哺乳類	イヌ	・感染症(狂犬病)	登録制	登録制	登録制	狂犬病予防法	村役場
	哺乳類	ネコ	・在来鳥類等の捕食 ・感染症	登録制 (小笠原村飼いネコ適正飼養条例)	登録制	登録制	小笠原村飼いネコ適正飼養条例	村役場・ネコ連
	肉食・雑食哺乳類	フェレット、イタチ、シマリス、ハツカネズミ、リスザル等	・在来鳥類等の捕食 ・感染症	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握
	草食哺乳類 (大型/小型)	カイウサギ等	・在来生物との競合 ・植生への影響 ・感染症	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握
	鳥類	外国産メジロ ワカケホンセイインコ等	・在来生物との競合	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握
	爬虫類	グリーンイグアナ アカミミガメ等	・在来昆虫類の捕食 ・在来生物との競合	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握
	両生類	アフリカツメガエル、ヨーロッパミドリヒキガエル、オンシツガエル等	・在来昆虫類の捕食 ・在来生物との競合	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握
	魚類	ヨーロッパナマズ、ナイルパーチ、オオタナゴ、アオウオ、グッピー等	・在来水生生物の捕食 ・在来生物との競合	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握
	昆虫類	外国産クワガタムシ、外国産カブトムシ、クビアカツヤカミキリ、ホソオチョウ等	・在来昆虫類との競合 ・遺伝的攪乱	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握
その他無脊椎動物	アメリカザリガニ、アフリカマイマイ、オオクビキレガイ、タイワンシジミ、アメリカフジツボ等		おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	おが丸での把握	

おが丸での把握

転入手続き時の窓口でのヒアリング・登録制・情報窓口の明確化

持ち込み制限/放出の禁止・届出の義務化

マイク
ロ
チ
ップ

避妊去勢

リスクの確認

新しい条例
既存条例の改廃含む

動物の愛護及び管理に関する法律
東京都動物の愛護及び管理に関する条例
東京における自然の保護と回復に関する条例等

【共通】

【島内在住者向け】

【新たな入島者向け】

【子ども向け】

適正飼養・逸走防止・終生飼養に関する啓発チラシ

来島前の情報提供 観光ガイドブック等)

小笠原の脆弱な生態系の価値及び愛玩動物の適正飼養の意義の理解醸成

小笠原の脆弱な生態系の価値及び愛玩動物の適正飼養の意義の理解醸成

逸走時の連絡窓口の共有

村役場

小笠原海運・観光協会

鳥獣保護管理員

東京都獣医師会

島内獣医師